

2015年3月
ジェトロ・ハノイ事務所

新 PPP 規則の注目点

ベトナム政府は民間資金を活用したインフラ整備を促進するために官民パートナーシップ (Public - Private Partnership, PPP) 型投資における法整備を進めてきた。今般、ベトナム政府は PPP 型投資に係る新規則となる「官民パートナーシップ型投資形態に係る政令 15 号 (Decree No. 15/2015/ND-CP) (以下、政令 15 号)」(別添英訳¹参照) を 2015 年 2 月 4 日に公布した。2015 年 4 月 10 日より施行される。

これまでベトナムの PPP 型投資では BOT プロジェクト等の民活案件のために 2009 年 11 月に制定された「BOT、BTO、BT 型投資に係る政令 108 号 (Decree No. 108/2009/ND-CP) (以下、政令 108 号)」(別添英訳²参照) や、2010 年 11 月に試験的に制定された PPP 型投資に係る規則である「試験的官民パートナーシップ型投資に係る規則の公布に関する首相決定 71 号 (Decision No. 71/2010/QD-TTg) (以下、首相決定 71 号)」(別添英訳³参照) 等の諸規則が混在していたが、政令 15 号の発効により包括的な制度的フレームワークが形成されることになる⁴。

政令 15 号は政令 108 号や首相決定 71 号等の現行諸規則を基に国際援助機関、ODA ドナー、海外金融機関、各国商工会などとの意見交換の結果を反映させて作成されている。本レポートでは政令 108 号や首相決定 71 号と比較して、政令 15 号の注目点と日系企業へのインパクトについて報告するとともに、今後の課題についてもコメントする。

<政令 15 号の注目点⁵>

PPP 型投資の方式

政令 108 号では BOT (Build - Operate - Transfer)、BTO (Build - Transfer - Operate)、BT (Build - Transfer) の方式が認められていたが、政令 15 号では上記に加えて BOO (Build-Own-Operate)、BTL (Build-Transfer-Lease)、BLT (Build-Lease-Transfer)、O&M (Operate-Manage) の方式が PPP 型投資の方式として規定された (第 3 条)。

¹ Frontier Law & Advisory 英訳

² ベトナム法務省ウェブサイト掲載

³ ベトナム計画投資省ウェブサイト掲載

⁴ 政令 108 号及び首相決定 71 号は 2015 年 4 月 10 日に政令 15 号が発効すると同時に失効となる。

⁵ 政令 15 号、政令 108 号、首相決定 71 号の比較は別添比較表の通り。

PPP 型投資の対象事業

政令 15 号の第 4 条では下記セクターに係るプロジェクトを PPP 型投資の対象として規定している。政令 108 号や首相決定 71 号に比べて、公営住宅や農業分野等が新たに追加されて、より広範なセクターが対象となっている。

- 運輸交通インフラ及び関連サービス
- 照明システム、給水システム、排水システム、廃棄物及び下水収集・処理システム、公営住宅、住民移転再定住用住宅、墓地
- 発電所、送電線
- 保健医療・教育・職業訓練・文化・スポーツに係るインフラ施設及び関連サービス、政府機関建物
- 商業・科学技術・気象予報に関連するインフラ施設、経済特区及び集中型 IT パークのインフラ施設、IT 導入
- 農業・地方開発インフラ施設、農産物の生産と加工・販売の連携に係るサービス開発
- 首相決定によるその他のセクター

政府支出割合

インフラプロジェクトへの政府支出はプロジェクトの事業性を確保するために必要不可欠である。政令 108 号ではプロジェクトへの政府支出割合上限を総プロジェクトコストの 49%までとして規定し、首相決定 71 号ではこれを 30%までと規定していた。これに対して、政令 15 号ではこれらの政府支出の上限について規定せず、実質撤廃されている。ただし、この政府支出は **Viability Gap Funding (VGF)**：事業性採算性を確保するための政府支援)、**BTL** あるいは **BLT** 契約の下、投資家により提供されるサービス対価、補償や住民移転、用地取得の費用及びプロジェクトの補助施設の建設に使用されると規定されている。なお、政府支出には政府予算、国債、地方政府発行債、ODA 資金、援助供与国によるコンセッションナルローンなどが含まれる（第 11 条）。

民間事業者の最低資本金額

政令 15 号では民間投資家の最低資本金額を総投下資本の 15%以上になるよう規定している（第 10 条）。また、1 兆 5 千億ドン以上のプロジェクトでは、その超過部分の投下資本の 10%以上が民間事業者の資本金になるよう規定している（第 10 条）。これは政令 108 号の規定を踏襲するものである。首相決定 71 号では最低資本金額を民間側投下資本の 30%以上にするよう規定しており、これは総投下資本の 21%以上を民間投資家が負担することを意味していた⁶。

⁶ 首相決定 71 号では政府支出の割合が総投下資本の 30%以下に制限されるということは、民間投資家が総投下資本の 70%以上を負担することを意味する。これを総投下資本の 30%以上という最低資本金額と組み合わせると、民間投資家が総投下資本の 21%以上負担することになる。

外貨兌換保証

外国投資家がインフラプロジェクトを実施する場合、米ドルで資機材や資金の調達を行うことが多い。一方で事業収入はドン建てであることから、継続的なドンから米ドルへの交換が必要となる。ベトナムのインフラ事業への投資を検討する殆どの外国投資家は政府による外貨兌換保証を求めている。政令 15 号では国会承認を必要とするような重要国家プロジェクトについては個別に外貨兌換保証を付与するか検討されると規定するにとどまっている (第 60 条) ⁷。

プロジェクト形成から実施までのプロセス

政令 15 号は下記の通りプロジェクトの形成から実施までを下記の通り規定している(第 9 条)⁸。

- a) プロジェクト形成、審査、承認、公表 (第 3 章)
- b) フィージビリティ・スタディ・レポート (F/S) の作成、審査、承認 (第 4 章)
- c) 投資家の選定、投資契約の交渉と署名、プロジェクト契約 (第 5 章)
- d) 投資許可証の発行、プロジェクト会社の設立 (第 6 章)
- dd) プロジェクトの実施 (第 7 章)
- e) プロジェクトの終了、プロジェクト施設の移管 (第 8 章)

PPP 型投資案件として形成されるプロジェクトは下記の要件を満たすことが求められている (第 15 条)。

- a) マスタープラン、セクターや地域開発計画、各地方省市の社会経済開発計画に沿うものであること。(上記計画の範囲外にある案件は各省庁および各人民委員会がその承認権限の枠内で PPP 投資型案件として加えるかどうか検討が必要となる)
- b) 第 4 条で規定されている PPP 投資型案件の対象事業⁹であること。
- c) 投資家から民間資本、技術、運営費用を集めることが可能であること。
- d) 安定・継続的に施設・サービスを提供可能で、技術水準とその利用者の需要を満たすものであること。
- dd) 総投下資本が 200 億ドン以上であること。ただし、O&M 方式の案件や第 4 条第 1 項 e)¹⁰で規定された案件 (首相決定案件) は除く。

第 9 条の a) と b) のプロジェクトの形成及び F/S の作成は、中央政府各省や地方人民委員会

⁷ 2011 年 9 月 12 日付けの電力 BOT プロジェクトに係る首相レター No.1604/TTg-KTN にて、外貨兌換保証を事業収入の 30% とすることを規定している。

⁸ 公共投資法 (Law No. 49/2014/QH13、2014 年 6 月 18 日公布。別添参照) 第 9 条において定められた Group C に分類される小規模プロジェクト(1200 億ドン以下の発電、交通案件或いは 800 億ドン以下の上下水道案件など)を除く。詳細は別添分類表参照。

⁹ 上記「PPP 型投資の対象事業」に記載されたセクターの案件

¹⁰ 農業・地方開発インフラ施設、農産物の生産と加工、販売

の他に民間投資家が実施する Unsolicited Proposal を提出する) ことも可能である(第 20 条)。後述するように、当該案件実施の場合には、上記提案者は投資家選定の際にインセンティブが付与される。

PPP 型投資案件は、首相決定 71 号では、首相の最終承認を必要とするプロジェクトリストの中に加えられることが求められていた。また、政令 108 号では国家重要案件(200 ヘクタール以上の土地を使用する案件及び政府保証を必要とする案件、総投下資本 1 兆 5,000 億ドン以上で Group A¹¹に属する案件)の F/S のみ首相承認を必要として、その他案件の F/S 承認は中央政府省庁レベルの各機関および各省人民委員会に権限が委譲されていた。一方、政令 15 号は公共投資法の定める国家重要案件の提案書及び F/S のみ首相承認を必要として、ODA や援助供与国のコンセッションナルローンを使用しないその他の Group A 及び Group B¹²案件の提案書及び F/S と F/S を必要としない Group C 案件の提案書は中央政府省庁レベルの各機関および各省人民委員会に承認の権限が移譲されている。(第 17 条及び第 27 条) プロジェクト提案書および F/S の作成と審査、承認及び投資家の選定費用については、中央政府や地方政府の支出に加え、ODA 資金等の活用が首相承認を条件に認められている。ODA 資金は計画投資省が管理し、プロジェクトを実施する中央政府各省、各地方人民委員会に分配されると規定されている(第 6 条)。当該 ODA 資金については、アジア開発銀行の案件形成支援ファシリティ (Project Development Facility¹³) 等の活用が想定され、案件形成の促進に寄与することが期待される。

プロジェクト提案者への優遇措置

政令 108 号では首相承認を条件に、プロジェクト提案者に対して 1 社指名競争入札参加の権利を与えていた。しかしながら、首相決定 71 号は、民間投資家は必ず国内或いは国際競争入札を通じて選定されると規定しており、PPP プロジェクトの提案者も他の投資家候補と同じ条件で入札にかけられることになっていた。これは、プロジェクト提案に係るインセンティブが民間投資家側に働かないとして、見直しが求められていた。政令 15 号では PPP プロジェクトの F/S 作成者や公共投資法で定める Group C にあたる事業の提案者をプロジェクトの投資家選定の際に優遇すると規定している。優遇措置の具体的な内容は公共入札法 (Public Procurement Law) に従って実施されると規定している(第 29 条)。政令 15 号は首相決定 71 号で盛り込まれなかった事業提案者への優遇措置を規定している点で評価できるが、優遇を受ける提案事業が Group C の小規模案件に限定されているため、民間側事業提案者にとって魅力的な内容になっているとは言えない。さらに、条件付きではあるが事業提案者の 1 社指名入札を認めていた政令 108 号に比べると、投資家側の事業提案のメリットは縮小していると言わざるを得ない。

¹¹ 別添分類表参照

¹² 同上

¹³ Loan No. 2920 (2012 年 10 月 25 日承認)及び Loan No. 8273 (2012 年 7 月 11 日承認)

準拠法・紛争解決方法

政令 15 号は政令 108 号や首相決定 71 号と同じく、外国投資家が参加する場合、プロジェクトの準拠法として外国法を使用することを認めている。ただし、ベトナム国内法に反しない限りにおいてという条件を政令 108 号や首相決定 71 号と同様に付している(第 37 条)。一方、紛争解決の手段として政令 15 号は外国投資家が参加するプロジェクトについてはベトナム国外での仲裁を認めている。更に、仲裁によって解決される紛争が商業紛争であることを明確にしたうえで、ベトナム国外での仲裁の結果がベトナム国内で承認・執行されると規定している(第 63 条)。

＜マーケット全般のインパクト＞

第 1 に PPP 型投資案件に係る統一的な規則が成立したことはベトナムのインフラ開発に民間資金を取り込むうえで大きな成果である。これまで PPP 型投資案件では政令 108 号と首相決定 71 号が併存しており、どちらの規則に従うか投資家にとって不明確であった。今般これが一本化されたことにより、PPP 型投資案件にかかわる投資家或いはその他民間企業にとってそのルールが明確になった。これは PPP 型投資案件の促進に大いに寄与すると予想される。

第 2 に PPP 型投資案件に対する政府支出割合を条件付きで撤廃したことは、今回の規定改定で投資家が最も高く評価する点になると考える。政府からの支出は各 PPP 型投資案件の事業性及び融資可能性を高めるために必要不可欠であり、またより多くの投資家をベトナムのインフラ開発に呼び込むために重要である。ベトナム政府の PPP 型投資案件に対する意気込みの高さを示したものと考えられる。

＜日系企業のインパクト＞

政令 15 号の制定で PPP 型投資案件における円借款の活用拡大と日系企業の事業参画機会の増大が期待される。政令 108 号や首相決定 71 号で規定されていた PPP 型投資案件における政府支出割合上限は政令 15 号において条件付きで撤廃されている。政府支出には ODA 資金も含まれることから、PPP 型投資案件への円借款の活用拡大が期待される。また、円借款の活用を武器にして、日本の官民が協働して PPP 案件の実施を促進していくことも期待される。円借款が活用される案件や日系企業が投資する案件はインフラ案件向けの製品やサービスを提供するメーカーやゼネコン等の日系企業の事業機会拡大に貢献すると考える。

＜残された課題＞

政令 15 号はベトナムの PPP 型投資案件によるインフラ開発を促進するうえで重要ではあるが、PPP 案件投資に関する環境整備の第 1 歩にすぎない。今後益々の外国投資をベトナムのインフラ開発案件に呼び込むためには、下記の課題が残されている。

1. 政令 15 号に基づいて PPP 案件をスムーズに形成、承認、実施していくには、各

条項のより詳細な規定が必要になる。例えば、「プロジェクト提案者への優遇措置」は具体的な規定は一切記載されておらず、公共入札法に従うとされている。ただし、公共入札法でも優遇措置を具体的に規定しているわけではない。PPP 案件の入札や契約を実施する際の詳細を定めたガイドラインや省令 (Circular) の制定が必要である。

2. 外貨兌換保証や民間側事業提案者 (Unsolicited Proposal 提出者) に対するインセンティブは今回規定改定の最大の争点であり、日本政府や日系企業も日越共同イニシアティブを通じてベトナム政府に対して改善を求めてきた。しかし、今回改訂された内容は、日系企業含む外国投資家にとって魅力的な内容になっているとは言い難い。また、土地法により国外金融機関へ土地所有権への担保設定を禁止している問題¹⁴など関連規定に起因する問題も残っている。ベトナム政府が投資家の意見に耳を傾け、PPP 規定及び関連法規を更に改善していくことが期待される。
3. PPP 型投資案件はベトナムではまだ実績が少なく、ベトナム政府側の経験や理解、対応能力は不足している。PPP によるインフラ開発を促進するためには、PPP 型投資案件の形成から実施に至るまでのプロセスを適切に管理出来る人材が中央政府各省や各省人民委員会で必要になる。案件の実施を通じて各政府機関が経験を積み、知見を深めるとともに、PPP 案件実施のための能力開発トレーニングが必要であると考えられる。

添付リスト

1. 政令 15 号 (Decree No. 15/ND-CP)(Frontier Law & Advisory 英訳)
2. 政令 108 号 (Decree No. 108/2009/ND-CP) ベトナム法務省ウェブサイト掲載
3. 首相決定 71 号 (Decision No. 71/2010/QD-TTg) ベトナム計画投資省ウェブサイト掲載
4. PPP 規定改定比較表
5. 公共投資法(Law No. 49/2014/QH13) (Vietnam Law and Legal Firm 英訳)
6. 公共投資法プロジェクト分類表

【免責条項】

当該資料作成には、できる限り正確を期すよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様の判断で行って頂きますようお願い申し上げます。独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

¹⁴ 2013 年 11 月 29 日に制定された新土地法 (Law No. 45/2013/QH13) は 土地所有権への担保権は、ベトナム国内で事業を行うことが認められている金融機関に対してのみ提供することができると規定している。